



**令和7年度
業務の入札・契約、積算基準の改定について**

令和7年4月10日

国土交通省 中国地方整備局

目次

● 入札・契約手続きの主な改定内容	2
● 設計業務等標準積算基準書の歩掛改定	8
● 【参考】設計業務委託等技術者単価	16
● 業務成果等の品質向上に向けた取組	19
● 測量・調査・設計等の共通仕様書(案)の改定	51



令和7年度 入札・契約手続きの主な改定内容

国土交通省 中国地方整備局

入札・契約方針（案） 主な取組と令和7年度の対応

区分	取組項目	R 7 対応		
		継続	変更	新規
競争性確保	入札契約方式（発注方式の選定）	○		
	W T O 基準額	○		
	海外業務実績の技術者評価	○		
	業務成績の評価	○		
品質確保	設計共同体の取扱い	○		
	低入札者対策（増員担当技術者の配置）	○		
	工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度	○		
	民間資格の登録制度（国土交通省登録資格）	○		
働き方改革	一括審査方式の試行	○		
	加算点通知の試行（追加参考資料の提出）	○		
	賃上げ実施表明企業の評価	○		
	技術提案簡素化型の試行			○
生産性の向上	中国インフラ D X 表彰の評価	○		
担い手確保	ワーク・ライフ・バランス等促進		○	
	地域要件の設定	○		
	業務チャレンジ型の試行		○	
	地域企業参加型 J V の評価			
	地方自治体業務成績の評価	○		
	若手技術者の育成支援制度（管理補助技術者の配置）	○		
	手持ち業務量の制限（部分引渡し）	○		
	手持ち業務量の制限（当該年度完了業務）	○		

■企業の人材育成・定着に役立つ3つの認定制度(えるぼし・くるみん・ユースエール)の認定企業を評価することで、働きやすい職場環境整備を促進

◇ 業務の参加表明者評価において、厚生労働省が認定する3つの認定制度のいずれかの認定企業に対し、指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で0.5点の加点評価を行う。

◇ 令和7年度より、全ての業務を評価対象とする。

<参考>

- 女性の活躍推進に向けた公共調達の実施と、H28年度から物品役務の調達において、参加企業評価時に厚生労働省が認定する「くるみん」「えるぼし」の認定企業を加点評価する取組みがスタート。

<評価方法>

以下の認定企業に対し、指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で0.5点加点する。

- 女性活躍推進法に基づく認定【えるぼし認定、プラチナえるぼし認定】(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)
- 次世代法に基づく認定【くるみん認定・プラチナくるみん認定、トライくるみん認定】
- 若者雇用促進法に基づく認定【ユースエール認定企業】

	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と家庭の両立支援やワークライフバランスを進めるため「行動計画」を立てて実施し、一定の要件を満たした企業は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
認定基準 (一部抜粋)	男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度 ※評価基準の一部に一定期間(1年)が必要なものあり	男性の育児休業等の取得者が1人以上いること ※行動計画は2年以上5年以下	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること ※卒業後3年以内の既卒者が応募可
認定マーク	<p>様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いを込められている。</p> <p>左のマークは3段階目 女性が活躍しています！</p>	<p>赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められている。</p> <p>2024年度認定 プラチナくるみん 2024年度認定 くるみん</p>	<p>若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。</p> <p>ユースエール 2000年標準</p>

【業務チャレンジ型】

- ・地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保するため、業務成績や表彰を評価項目とせず、災害協力や災害協定の締結などを評価する試行業務とし、令和元年度より、従来、価格競争で行っていた予定価格20百万円未満の業務を対象に適用可能として試行開始。令和5年度からは、金額による制限を撤廃。
- ・令和7年度からは、企業の新規参入の機会拡大を目的として、地域内における本店の有無を評価項目に加えるなどした「業務チャレンジ型（Ⅱ型）」を追加し、予定価格20百万円※未満の業務を対象として試行する。（これに伴い、従来型は「業務チャレンジ型（Ⅰ型）」とし、予定価格20百万円※以上の業務に適用。）
※「予定価格20百万円」は目安とする。

【対象業務】

これまで価格競争で行っていた「測量業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」

【契約方式】

一般競争入札方式（総合評価落札方式） 価格点：技術点の割合 1：1

【競争参加資格要件】

- ・中国地方整備局における令和7・8年度測量業務（又は地質調査業務／土木関係建設コンサルタント業務）に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ・中国地方整備局管内（又は〇〇県内／〇〇地方生活圏内）に本店（支店又は営業所）を有していること。
- ・平成27年度以降公示日までに完了した業務のうち、企業及び配置予定主任技術者（管理技術者）において、同種又は類似業務の実績を有すること。（発注機関は問わない）
- ・配置予定主任技術者（管理技術者）における公示日現在の手持ち業務量が、5億円未満かつ10件未満であること。
- ・本業務を履行する上で配慮すべき実施方針の記載が適切であること。

【評価項目】

標準的な業務（総合評価落札方式1:1）と業務チャレンジ型の配点比較

ウェイトは、「合計」に対する配点割合

評価項目			通常の業務（総合評価方式：簡易型）				業務チャレンジ型【I型】 （従来型） 予定価格20百万円※以上に適用				業務チャレンジ型【II型】 予定価格20百万円※未満に適用			
			（指名段階）		（入札段階）		【土木】・【地質】		【測量】		【土木】・【地質】		【測量】	
			標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト
参加表明者の 経験及び能力	資格・ 実績等	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	5%			3	5%	-	-	5	13%	-	-
		過去10年間の同種又は類似実績	9.5	10%			5.5	9%	8.5	14%	4.5	11%	6.5	16%
		ワーク・ライフ・バランス等推進	0.5	1%			0.5	1%	0.5	1%	0.5	1%	0.5	1%
		過去10年間の災害協定等に基づく活動実績					21	35%	21	35%	2	5%	3	8%
		地域内における本店の有無									8	20%	10	25%
	成績・表彰	過去2年間の業務成績	30	30%										
		過去2年間の業務表彰の有無	5	5%										
小計		50	50%	-	-	30	50%	30	50%	20	50%	20	50%	
配置予定管理 技術者の経験 及び能力	資格・ 実績等	技術者資格等	4	4%	4	13%	4	7%	-	-	5	13%	-	-
		過去10年間の当該地域内での同種又は類似実績	9	9%	10	33%	10	17%	14	23%	10	25%	15	38%
		若手技術者の配置の有無	2	2%	1	3%	1	2%	1	2%	2	5%	2	5%
		過去10年間の当該地域内での業務実績					14	23%	14	23%	-	-	-	-
	成績・表彰	過去4年間の業務成績	30	30%	12	40%								
		過去4年間の業務表彰の有無	5	5%	2	7%								
	CPD	CPD取得状況			1	3%	1	2%	1	2%	3	8%	3	8%
小計		50	50%	30	100%	30	50%	30	50%	20	50%	20	50%	
合計			100		30		60		60		40		40	
実施方針	実施方針・実施フロー・工程計画・その他				30									
	簡易な実施方針	業務理解度・実施手順					可・不可		可・不可		可・不可		可・不可	
	小計				30									

※「予定価格20百万円」は目安とする。 7



令和7年度 設計業務等標準積算基準書の歩掛改定

国土交通省 中国地方整備局

令和7年度設計業務等標準積算基準改定のポイント

関連する技術基準の改正や歩掛実態調査の結果を踏まえ、設計業務等標準積算基準を改定。

(1) 【地質】機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）の日当たり作業量

- ①歩掛実態調査の結果を踏まえ、機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）の標準貫入試験及びその他間接調査費の日当たり作業量を改定

(2) 【地質】軟弱地盤技術解析の歩掛

- ①歩掛実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務の歩掛を改定

(3) 【土木設計】橋梁設計の歩掛

- ①歩掛実態調査の結果を踏まえ、橋梁予備設計及び橋梁詳細設計の歩掛を改定

(4) 測量業務の諸経費

- ①実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定

①令和7年度設計業務等標準積算基準の改定について

■【地質】機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、標準貫入試験の日当り作業量を改定。

サウンディング及び原位置試験

種 別	規 格	単 位	日当り作業量
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	12.0
			16.0
	砂・砂質土	回	10.0
			14.0
	礫混じり土砂	回	8.0
			11.0
玉石混じり土砂	回	7.0	
		9.0	
固結シルト・固結粘土	回	7.0	
		12.0	
軟岩	回	7.0	
		11.0	

上段が現行、下段が改定

■【地質】機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、その他間接調査費の日当り作業量を改定。

その他間接調査費

種 別	規 格	単 位	日当り作業量
搬入路伐採等		m	166.0
			223.0
環境保全	仮囲い	箇所	2.0
			8.0
調査孔閉塞		箇所	-
			9.0

上段が現行、下段が改定

①令和7年度設計業務等標準積算基準の改定について

■【地質】軟弱地盤技術解析

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、軟弱地盤技術解析業務の歩掛を改定。

職種		単位	直接人件費						
			主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
解析計画		人/業務	1.5 1.1		1.5 1.6	2.0 2.1	1.0 1.3	0.5 0.7	0.5 0.8
現地踏査		人/業務			2.0 1.9	1.5 1.8	1.5 1.6	1.0 0.8	1.0
現況地盤解析	地盤破壊	円弧すべり			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	2.5 3.4	2.0 2.7
	地盤変形	簡便法			1.0 1.4	1.5 2.1	1.0 1.3	0.5 0.7	2.0 2.7
	地盤圧密	一次元解析			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	1.5 2.1	2.0 2.6
	地盤液状化	簡便法			1.0 1.4	2.0 2.7	1.5 2.1	1.0 1.4	2.5 3.3
検討対策工法の選定		人/業務		1.0 0.9	2.0 1.9	2.0 2.5	2.0 2.1	1.0 0.7	1.5 1.6
対策後地盤解析	地盤破壊	円弧すべり			1.5 1.9	1.5 1.9	2.0 2.5	2.5 3.0	2.5 3.0
	地盤変形	簡便法			1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	1.0 1.3	2.5 3.0
	地盤圧密	一次元解析			1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	2.0 2.5	1.5 1.8
	地盤液状化	簡便法			1.5 1.9	2.5 3.1	1.5 1.9	1.5 1.8	2.5 3.0
最適工法の決定		人/業務		1.0 0.8	2.0 1.8	1.5 1.8	1.0 1.3	1.0 1.2	1.0 0.9
照査		人/業務		1.5 1.3	1.5 1.7	1.0 1.4	1.0 0.7		

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

①令和7年度設計業務等標準積算基準の改定について

■【土木設計】 橋梁予備設計

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、橋梁予備設計の歩掛を改定。

区分 \ 職種	直接人件費 (1橋当り)						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9		
	2.3	2.4	4.8	7.2	4.6		
設計計算			3.4	4.6	7.6	6.4	
			3.6	4.8	7.2	6.9	
設計図					4.8	5.2	6.1
					5.0	5.7	6.5
概算工事費算出				1.7	4.7	5.8	5.3
				1.9	4.5	6.5	5.1
照査		1.9	2.8	4.2			
		2.0	2.8	4.4			
報告書作成				1.5	2.2	1.6	1.3
				1.6	2.4	2.0	1.4

区分 \ 職種	直接人件費 (1業務当り)						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
現地踏査			1.3	1.6	1.8	0.9	
			1.6	1.6	1.6	0.8	

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

■【土木設計】 橋梁詳細設計

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、橋梁詳細設計の歩掛を改定。

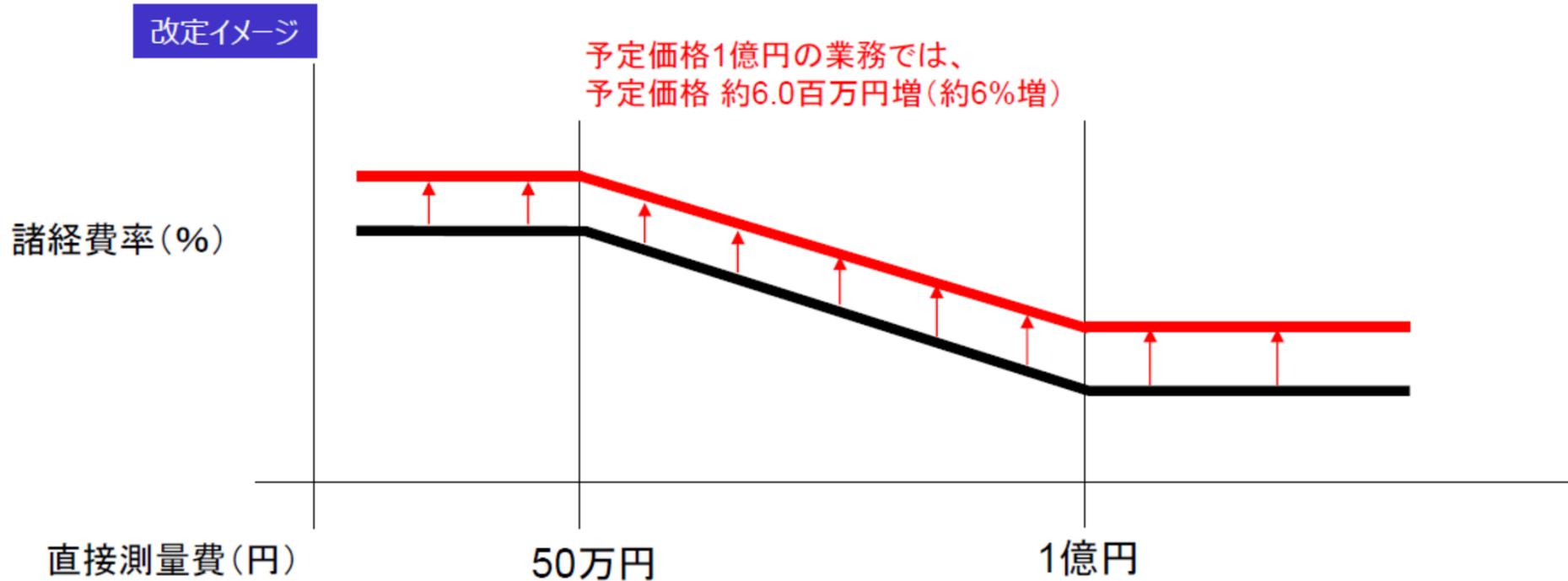
区分 \ 職種	直接人件費 (1橋当り)						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
座標計算				0.8	1.7	2.0	
				0.9	1.9	2.3	
施工計画				3.0	4.1	4.5	
				3.4	5.3	6.5	
動的照査			3.2	7.2	9.1	9.6	
			4.0	8.3	11.7	11.5	

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

①令和7年度設計業務等標準積算基準の改定について

■測量業務の諸経費

- 実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定



50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
91.2%	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7%

【改定】



50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
95.8%	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4%



【参考】 設計業務委託等技術者単価

国土交通省 中国地方整備局

令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- ・ 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- ・ 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

2. 令和7年度技術者単価の概要

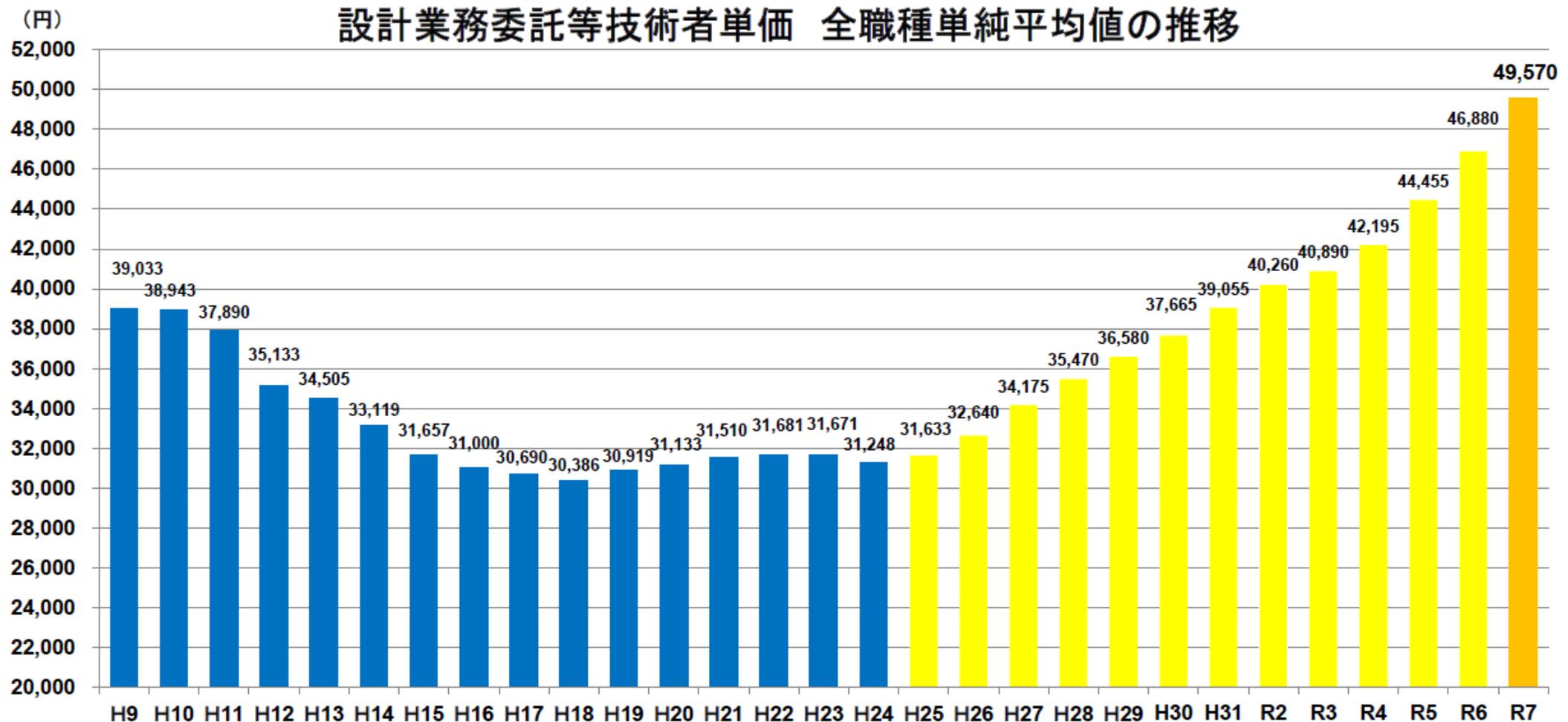
		対前年度比 (H24比)
【全職種（職階）単純平均】	<u>49,570円</u>	<u>+5.7%</u> (+58.6%)
(内訳)		対前年度比
設計業務（7職階）	平均 59,643円	+5.2% (+55.6%)
測量業務（5職階）	平均 43,520円	+9.3% (+91.9%)
航空・船舶関係業務（5職階）	平均 44,480円	+3.2% (+46.6%)
地質調査業務（3職階）	平均 44,633円	+6.2% (+63.7%)

(参考)近10か年の伸び率(全職種(職階)平均)										
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
全職種:	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	+5.4%	+5.5%

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 49,570円 R6年3月比 ; +5.7%
(平成24年度比+58.6%)





業務成果等の品質向上に向けた取組

国土交通省 中国地方整備局

〈業務発注準備段階〉

1. 適切な入札・契約方式の選定
2. 担い手確保・育成
3. 条件明示の徹底
4. 適切な履行期間の設定と業務スケジュール管理表の活用
5. 履行期限の平準化

〈業務入札契約段階〉

6. 技術的なマネジメント業務(事業促進PPP, PM, CM)の評価

〈業務履行段階〉

7. 受発注者のコミュニケーション円滑化等に係る取組
8. 設計成果の品質確保に向けた確実な照査の実施

〈災害時における対応〉

9. 災害時等の対応

〈BIM／CIM〉

10. BIM／CIMの推進

〈その他〉

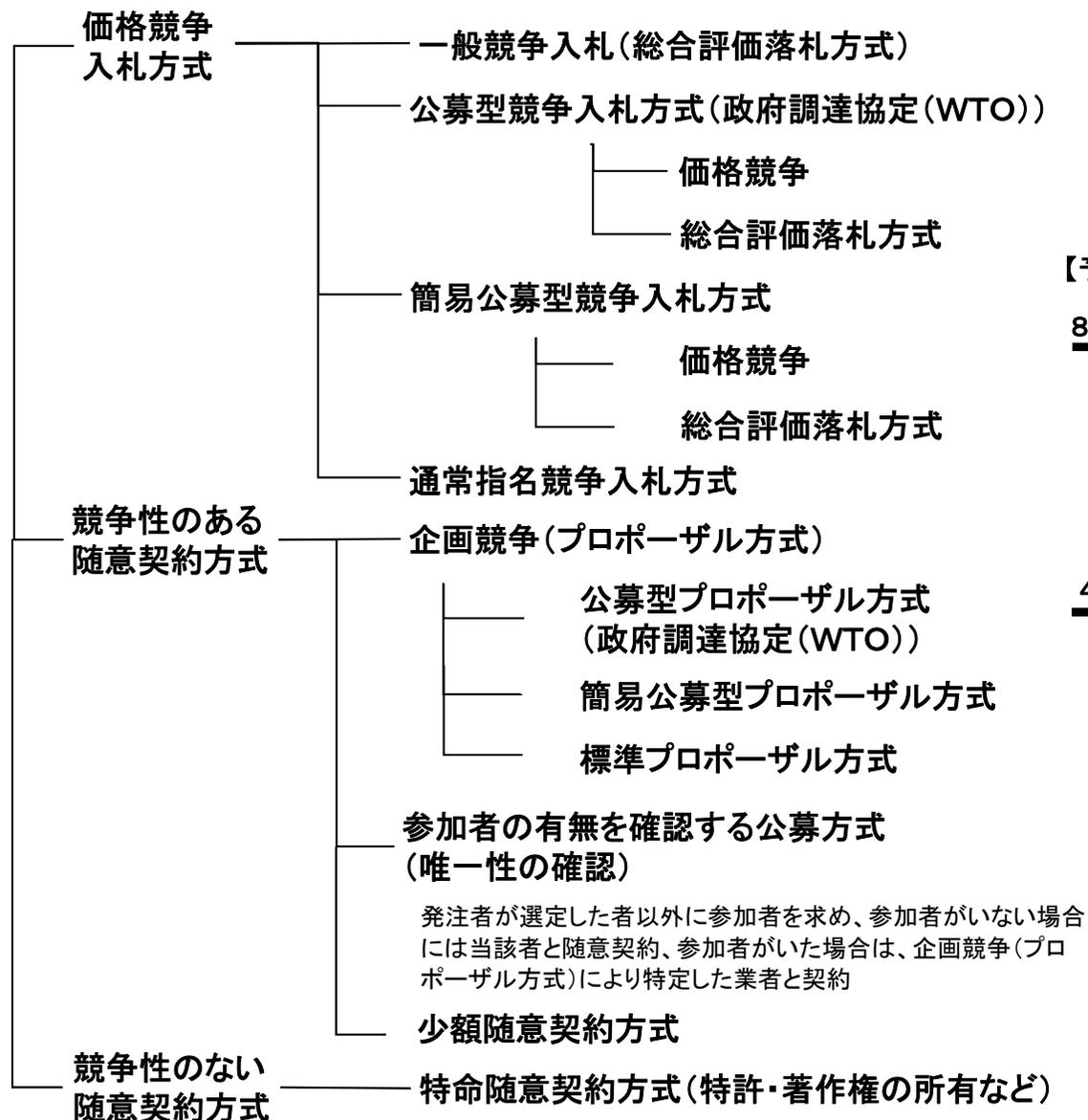
11. 地質調査における遠隔臨場の試行

1. 適切な入札・契約方式の選定【業務の入札契約方式】

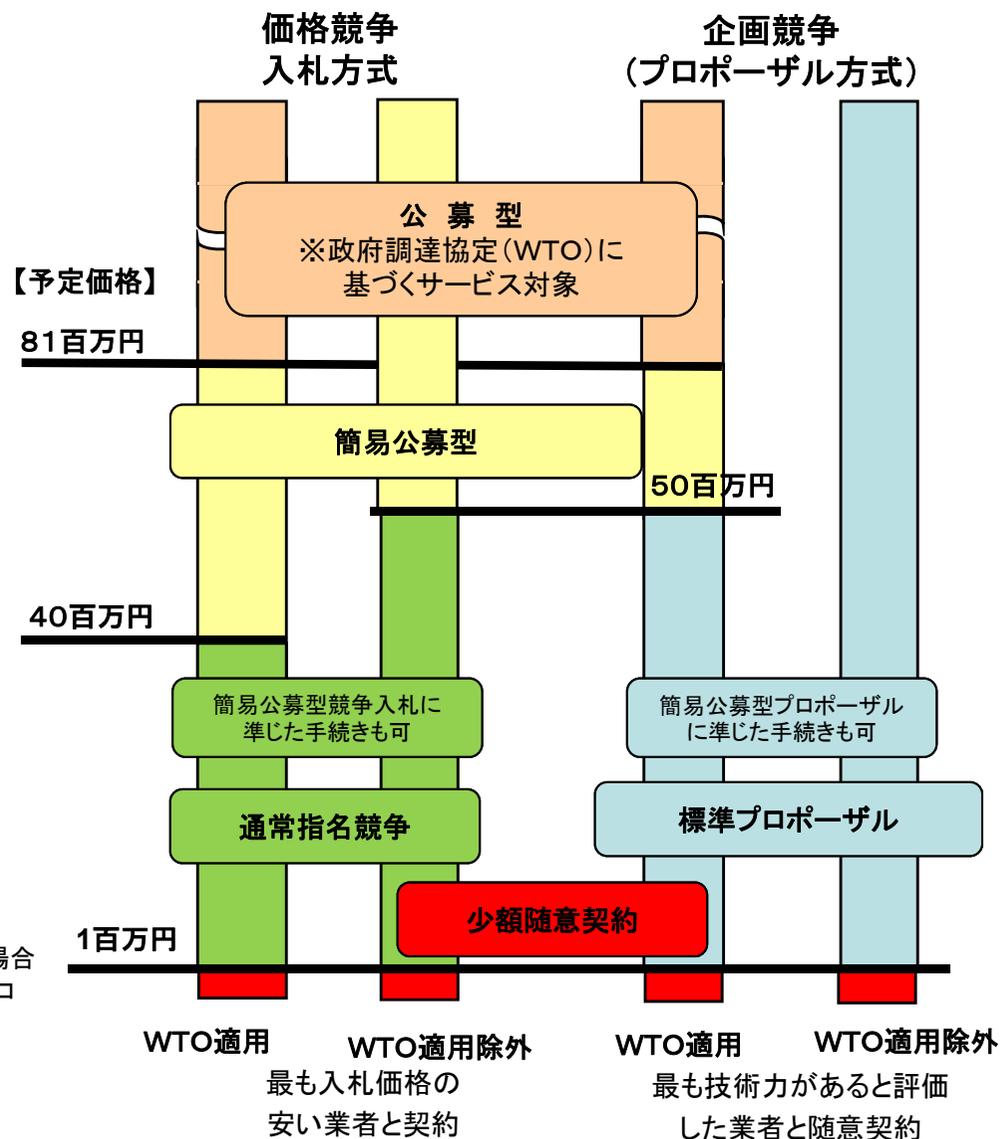
継続

業務の入札・契約方式

◆業務の入札契約方式は、以下のとおりである。



価格別入札・契約方式



1. 適切な入札・契約方式の選定【発注方式の選定フロー】

「円滑な発注及び施工体制の確保(入札・契約関係)の運用について」(令和6年3月29日付け事務連絡)抜粋

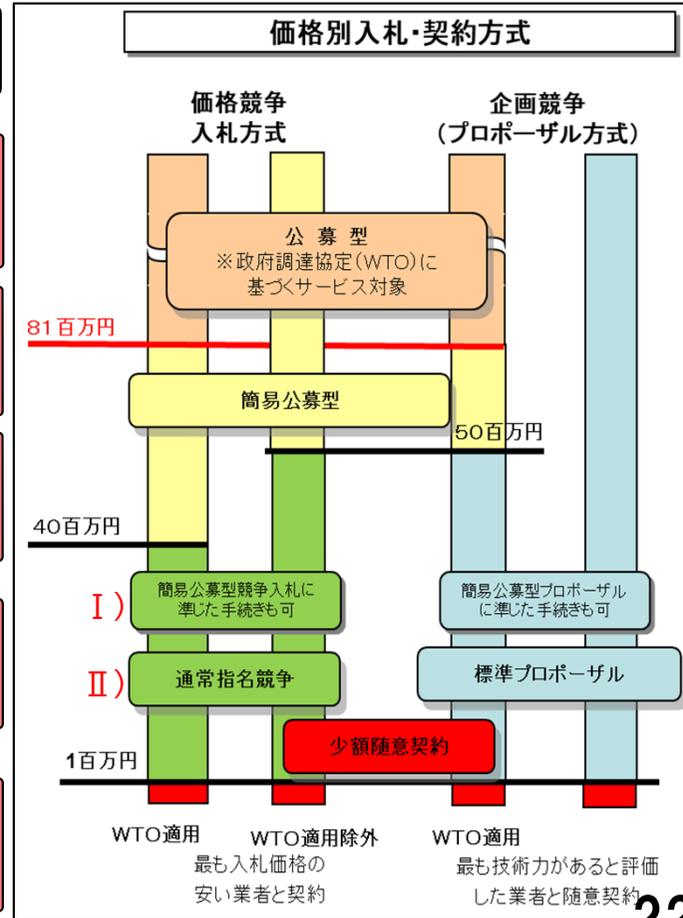
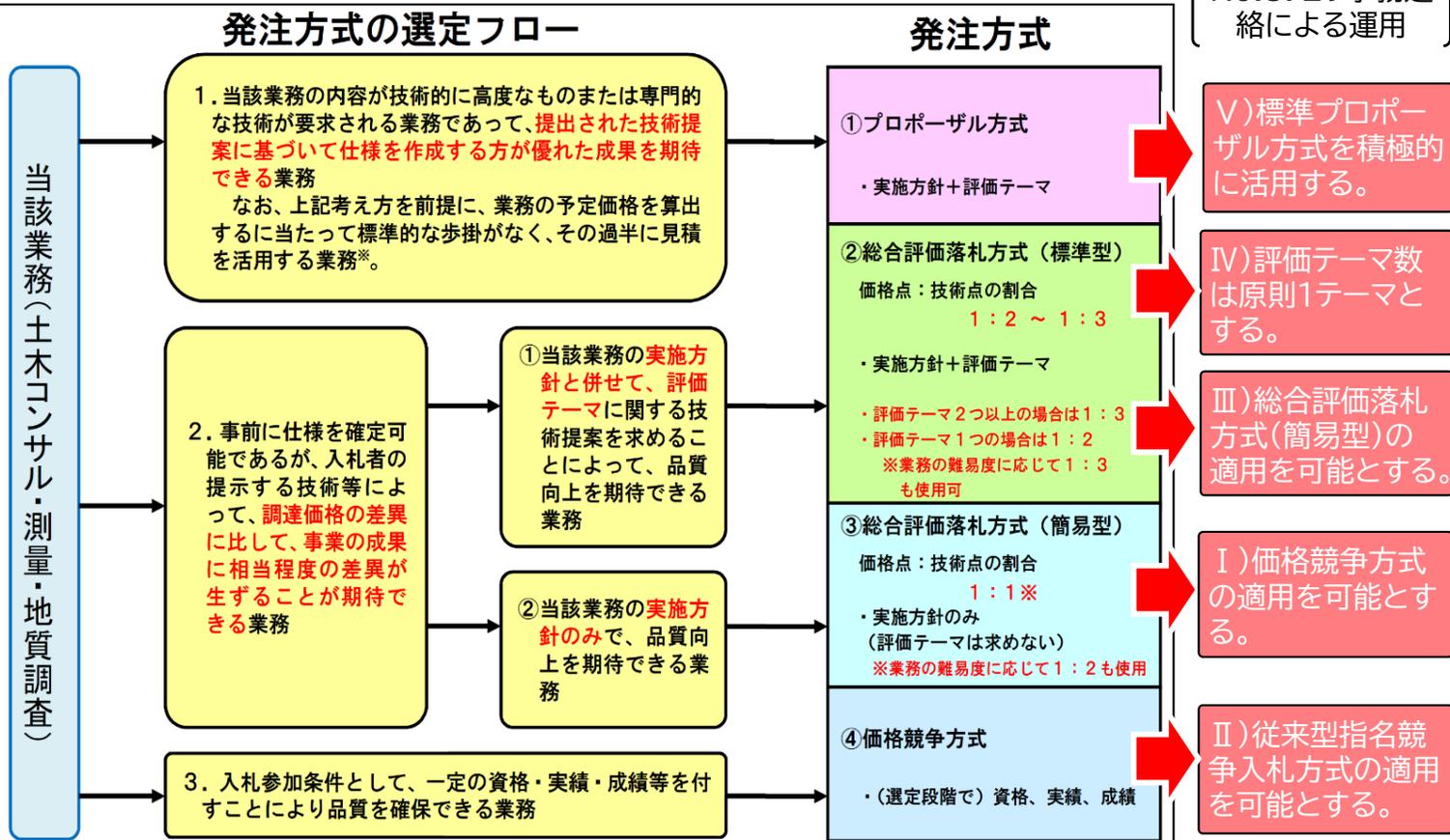
■価格競争方式について

- I) 当該業務の実施方針のみで、品質向上を期待できる業務においては、価格競争方式の適用を可能とする。
- II) 価格競争方式の実施にあたっては、従来型指名競争入札方式の適用を可能とする。

■総合評価方式及びプロポーサル方式について

- III) 総合評価落札方式において、実施方針と併せて、技術提案を求めることによって品質向上を期待できる業務は、総合評価落札方式(簡易型)の適用を可能とする。
- IV) 総合評価落札方式(標準型)で発注する場合においても、評価テーマ数は原則1テーマとする。
- V) プロポーサル方式を適用する場合は、標準プロポーサル方式を積極的に活用する。

標準的な発注方式の選定



平成29年10月より

【目的】

同一内容の業務を同時期に発注せざるをえない場合、同じ手続き資料により一括して審査を行うことで、受発注者双方の負担の軽減を図る。

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑤全ての条件を満たすこと。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
 - ②業務の目的・内容、技術評価の項目が同一の業務
 - ③業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
 - ④入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
 - ⑤総合評価落札方式(1:1)で発注する業務
- ※業務種類による制限は無い。

【一括審査方式の内容】

- ①複数の業務に参加を希望する場合は、2件目以降について、「参加表明書(表紙)」のみ提出し、それ以外の様式の提出を省略する。技術提案書に関しても同様。
2件目以降で省略しなかった「参加表明書」「技術提案書」は、無効とする場合がある。
- ②公示及び入札説明書の配布は、各業務ごとに行う。
- ③入札参加者は、参加を希望する業務ごとに、「参加表明書(表紙)」、「技術提案書(表紙)」、入札を必要とする。
- ④開札する順番(開札時刻)、落札決定の順番を入札説明書に明示する。
- ⑤落札決定を受けた者は、それ以降は入札無効とする。

【一括審査のイメージ】

業務	①業務	②業務	③業務
開札順 (落札決定順)	1番目	2番目	3番目
	↓	↓	↓
	評価点順位	評価点順位	評価点順位
業者A	落札決定 1位	入札無効 1位	入札無効 1位
業者B	未提出	落札決定 2位	入札無効 2位
業者C	2位	3位	落札決定 3位
業者D	3位	未提出	4位

※順位づけの後、評定値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。

①業務

様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-17

②業務

様式-1 ← ①業務と同様である旨を記載。
(様式-2 ~ 17省略)

【(参考)「無効」となる事例】

それぞれに様式をすべて提出した場合、開札順の1番早い業務を除き無効とする。

①業務

様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-17

②業務 【無効】

様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-17

【業務チャレンジ型】

- ・地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保するため、業務成績や表彰を評価項目とせず、災害協力や災害協定の締結などを評価する試行業務とし、令和元年度より、従来、価格競争で行っていた予定価格20百万円未満の業務を対象に適用可能として試行開始。令和5年度からは、金額による制限を撤廃。
- ・令和7年度からは、企業の新規参入の機会拡大を目的として、地域内における本店の有無を評価項目に加えるなどした「業務チャレンジ型(Ⅱ型)」を追加し、予定価格20百万円※未満の業務を対象として試行する。(これに伴い、従来型は「業務チャレンジ型(Ⅰ型)」とし、予定価格20百万円※以上の業務に適用。)
※「予定価格20百万円」は目安とする。

【対象業務】

これまで価格競争で行っていた「測量業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」

【契約方式】

一般競争入札方式(総合評価落札方式) 価格点:技術点の割合 1:1

【競争参加資格要件】

- ・中国地方整備局における令和7・8年度測量業務(又は地質調査業務/土木関係建設コンサルタント業務)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ・中国地方整備局管内(又は〇〇県内/〇〇地方生活圏内)に本店(支店又は営業所)を有していること。
- ・平成27年度以降公示日までに完了した業務のうち、企業及び配置予定主任技術者(管理技術者)において、同種又は類似業務の実績を有すること。(発注機関は問わない)
- ・配置予定主任技術者(管理技術者)における公示日現在の手持ち業務量が、5億円未満かつ10件未満であること。
- ・本業務を履行する上で配慮すべき実施方針の記載が適切であること。

【評価項目】

標準的な業務(総合評価落札方式1:1)と業務チャレンジ型の配点比較

ウェイトは、「合計」に対する配点割合

評価項目			通常の業務(総合評価方式:簡易型)				業務チャレンジ型【I型】 (従来型) 予定価格20百万円 [※] 以上に適用				業務チャレンジ型【II型】 予定価格20百万円 [※] 未満に適用			
			(指名段階)		(入札段階)		【土木】・【地質】		【測量】		【土木】・【地質】		【測量】	
			標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト
参加表明者の 経験及び能力	資格・ 実績等	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	5%			3	5%	-	-	5	13%	-	-
		過去10年間の同種又は類似実績	9.5	10%			5.5	9%	8.5	14%	4.5	11%	6.5	16%
		ワーク・ライフ・バランス等推進	0.5	1%			0.5	1%	0.5	1%	0.5	1%	0.5	1%
		過去10年間の災害協定等に基づく活動実績					21	35%	21	35%	2	5%	3	8%
		地域内における本店の有無									8	20%	10	25%
	成績・表彰	過去2年間の業務成績	30	30%										
		過去2年間の業務表彰の有無	5	5%										
小計		50	50%	-	-	30	50%	30	50%	20	50%	20	50%	
配置予定管理 技術者の経験 及び能力	資格・ 実績等	技術者資格等	4	4%	4	13%	4	7%	-	-	5	13%	-	-
		過去10年間の当該地域内での同種又は類似実績	9	9%	10	33%	10	17%	14	23%	10	25%	15	38%
		若手技術者の配置の有無	2	2%	1	3%	1	2%	1	2%	2	5%	2	5%
		過去10年間の当該地域内での業務実績					14	23%	14	23%	-	-	-	-
	成績・表彰	過去4年間の業務成績	30	30%	12	40%								
		過去4年間の業務表彰の有無	5	5%	2	7%								
	CPD	CPD取得状況			1	3%	1	2%	1	2%	3	8%	3	8%
小計		50	50%	30	100%	30	50%	30	50%	20	50%	20	50%	
合計			100		30		60		60	40		40		
実施方針	実施方針・実施フロー・工程計画・その他				30									
	簡易な実施方針	業務理解度・実施手順					可・不可		可・不可	可・不可		可・不可		
	小計				30									

※「予定価格20百万円」は目安とする。27

■ 地元企業の受注機会を拡大し、実績に繋がる「地元企業参加型JV」を評価する試行業務を令和2年度に導入、令和5年度より特定・入札段階の評価においても加点を行う。

◇ 地元企業(県内本店)と設計共同体(JV)を構成した参加表明者の評価において、選定・指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で2点、特定・入札段階で1点を加点する。

◇ 地域の守り手である地元企業の受注実績の拡大と技術力向上, 育成, 有効活用と担い手確保が強く求められており、地元企業でも対応可能な業種を含む業務を対象に地元企業と設計共同体を構成した場合に評価を行う試行業務を導入する。

【地元企業参加型JVの例】

構造物設計と合わせてボーリング調査を実施する業務

参加表明者
JV【土木コン・地質調査】

A社
(土木コン)

+

B社
(地質調査)

代表企業: 設計, とりまとめ

地元企業: ボーリング調査

環境調査など多様な現地調査が必要な業務

参加表明者
JV【土木コン・土木コン】

A社
(土木コン)

+

B社
(土木コン)

代表企業: 分析, とりまとめ

地元企業: 魚類調査等

< 評価方法 >

地元企業(県内本店)と設計共同体を構成した参加表明者及び担当技術者(地元企業)に加点する。

再委託と設計共同体の違い

○再委託(下請け)の場合

A社
(土木コン)

B社
(地質調査)

B社は、国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体(JV)による場合

A社
(土木コン)

+

B社
(地質調査)

B社が担当した業務内容は、業務実績として認められる

※地元企業参加型JVでは、確実な地元企業の活用が図られ地元企業の実績の拡大と技術力向上に繋がる。

制度の概要

- 若手技術者育成支援の観点から、予定管理技術者として経験の少ない若手技術者（45歳以下）を配置する場合、管理技術者としての豊富な経験、実績を有する技術者を補助者として配置できる試行を行っている。（平成26年度より試行開始）
- さらに、令和5年度からは、配置予定管理技術者として40歳以下の若手技術者を配置する場合は、入札手続における指名段階（技術提案書の提出者を指名するための評価）で2点、入札段階で1点の加点評価を行う。
- 比較的難易度が高く高度な検討を行うプロポーザル方式においては、豊富な経験、実績を有する技術者を管理技術者として配置することが重要であることを鑑み、令和6年度より、総合評価落札方式（標準型、簡易型）による業務を試行対象とする。

（要件等）

- 管理技術者、管理補助技術者とも管理技術者に必要な資格要件（技術者資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量等）を全て有する者とし、管理補助技術者は担当技術者として配置が必要。
- 入札手続における技術者の評価は、管理補助技術者を配置する場合には、管理補助技術者で評価する（ただし、40歳以下の若手技術者に対する加点は、配置予定管理技術者で評価する）。
- 技術提案書のヒアリングは、管理技術者が説明を行い、管理補助技術者は説明・回答の補助が可能。

対象：総合評価落札方式
（標準型、簡易型）

若手技術者
（45歳以下）

・若手の育成
・品質の確保

管理補助技術者※
（担当技術者）

※ 管理補助技術者の配置は任意
「測量」、「地質」は、管理補助技術者を主任補助技術者とする。

例：入札段階における管理技術者の配点

【R6年度から】

評価項目		プロポーザル方式	総合評価落札方式（簡易型）
		配点	配点
資格・実績等	技術者資格	3	4
	同種・類似業務実績	7	10
成績・表彰	平均技術者評定点	12	12
	業務表彰	2	2
	CPD取得状況	1	1
計		25	29
若手技術者の配置	45歳以下	-	0
	40歳以下	-	1
合計		25	30

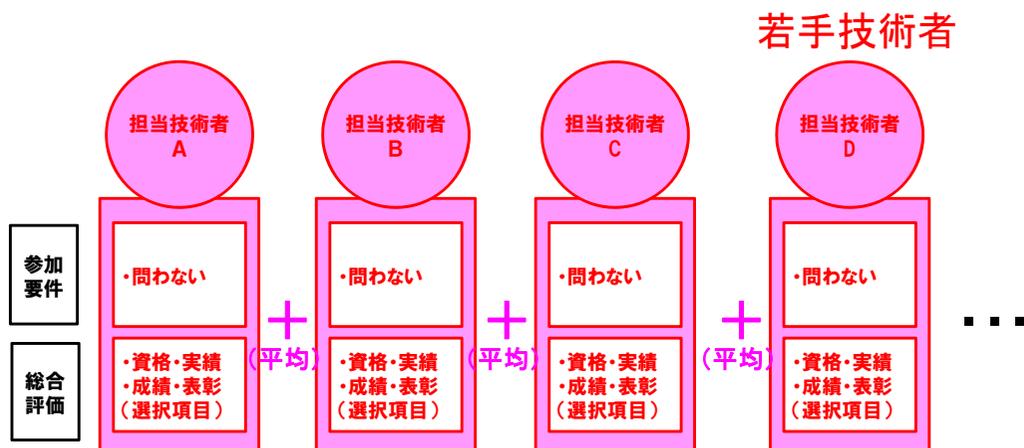
※40歳以下の若手技術者を管理技術者に配置する場合は、加点評価する。（補助者を配置した場合でも、管理技術者が若手技術者であれば加点）

2. 担い手確保・育成【若手技術者育成支援制度の拡大】

継続

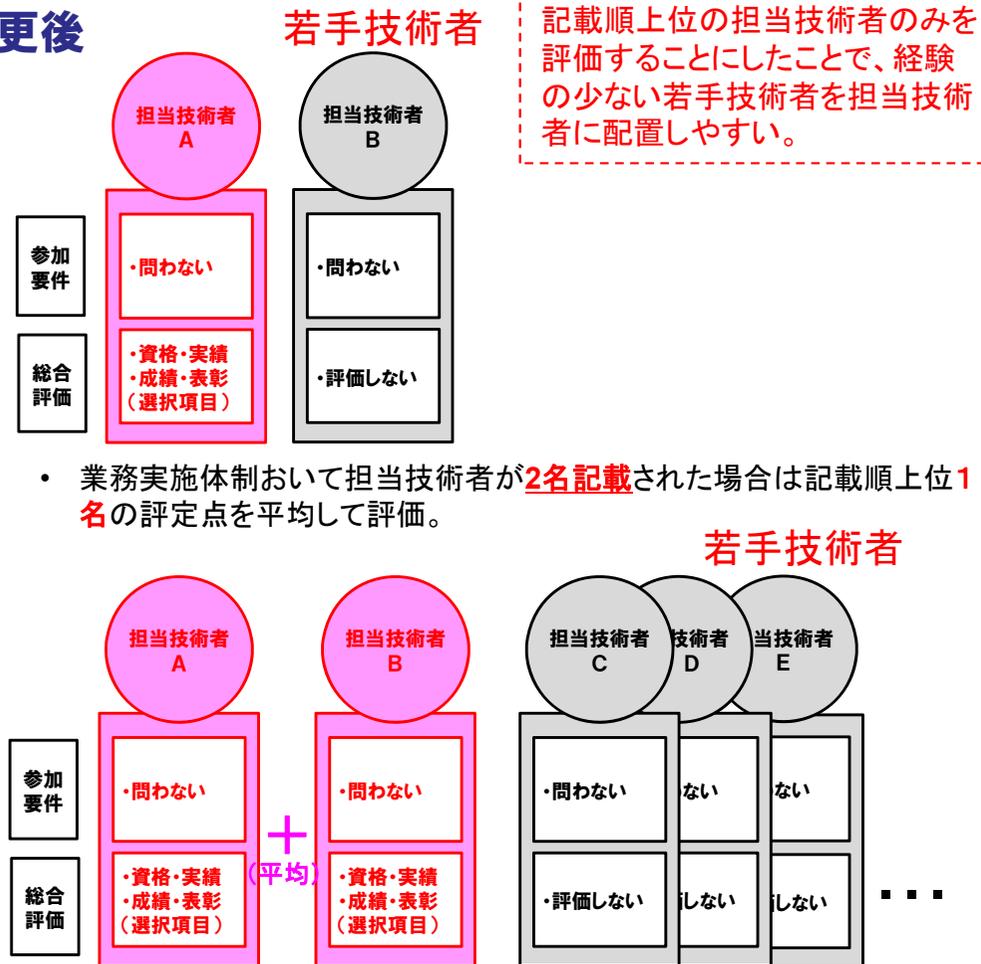
- ◆ 担当技術者を評価する業務において、配置する担当技術者全ての評定点を平均して評価していたため、経験の少ない若手技術者の配置の妨げとなっていた。
- ◆ 若手技術者を担当技術者として配置しやすくするため、平成29年度に担当技術者を評価点上位者の評価に見直し、さらに、平成30年度には、評価対象技術者を明確化するために、入札参加者が提出する担当技術者の記載順上位者で評価することに変更した。

変更前



- ・ 配置する担当技術者全ての評定点を平均して評価。
- ・ 経験の少ない若手技術者を配置した場合は、評価点が下がる。

変更後



- ・ 業務実施体制において担当技術者が**2名記載**された場合は記載順上位**1名**の評定点を平均して評価。

- ・ 業務実施体制において担当技術者が**3名以上記載**された場合は記載順上位**2名**の評定点を平均して評価。

1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

2. 実施内容

● 条件明示チェックシートの作成

- ① 条件明示チェックシート(案)は予備設計時に作成。
- ② 詳細設計時に条件明示チェックシート(案)が作成されていない場合は、発注者が条件明示チェックシート(案)を作成。

● 設計図書への反映

- ① 条件明示チェックシート(案)において、詳細設計業務の履行に必要な設計条件等を設計図書(特記仕様書等)に明示。
- ② 条件明示チェックシート(案)については、業務着手時(契約後)に受注者に提示。
- ③ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用。

● 業務設計の条件明示検討会(仮称)の開催

- ① 確実な条件明示のため、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認。

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

※発注者責任の確実な履行

3. 試行

- 平成24年度 道路詳細設計、橋梁詳細設計
- 平成25年度 【追加】 樋門・樋管詳細設計、排水機場詳細設計、築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細設計
- 平成26年度 【追加】 砂防堰堤詳細設計

3. 条件明示の徹底【条件明示チェックシートの試行】

継続

条件明示チェックシート(案)【道路詳細設計の抜粋】

道路詳細設計業務実施に必要な条件			対象項目	確認状況	確認日	確認資料	備考	担当課長による確認	
No	明示項目	主要内容 重点項目(条件確定に時間がかかる項目であり、条件未確定の場合は、業務履行に影響が大きくなるため、早期に調整すること)	【選択】 ○:対象 ×:対象外	【選択】 ○:全条件確定済 △:一部条件確定済 ×:条件未確定	確認日を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入	確認状況「○」以外の進捗状況を記入。確定予定、協議実施予定の時期がわかるもの等については、具体的に記入する。	【選択】 ・確認済 ・未確認	
1	履行期間 事業 スケジュール	履行期間は適切になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
		事業スケジュールは明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
2	基本的な 設計条件	暫定計画、将来計画の有無を確認し、反映しているか。	○	×			半月後に提示予定	確認済	
		設計範囲、内容、数量は明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
		気象条件(積雪寒冷地の適用等)は明確になっているか。	○	×			予備設計時の協議内容、決定事項を整理中	確認済
		地下水(自然水位、被圧水位)、湧水、河川水位の条件・状況は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	橋梁予備設計報告書PXX		確認済	
		動植物等に係わる制限は明確になっているか。	×					確認済	
		道路規格とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
		道路の設計速度とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
		道路の必要内空(建築限界等)は明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
		設計交通量、大型車混入率等とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済	
道路の横断面構成とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22		確認済			

3. 条件明示の徹底【条件明示チェックシートの試行】

継続

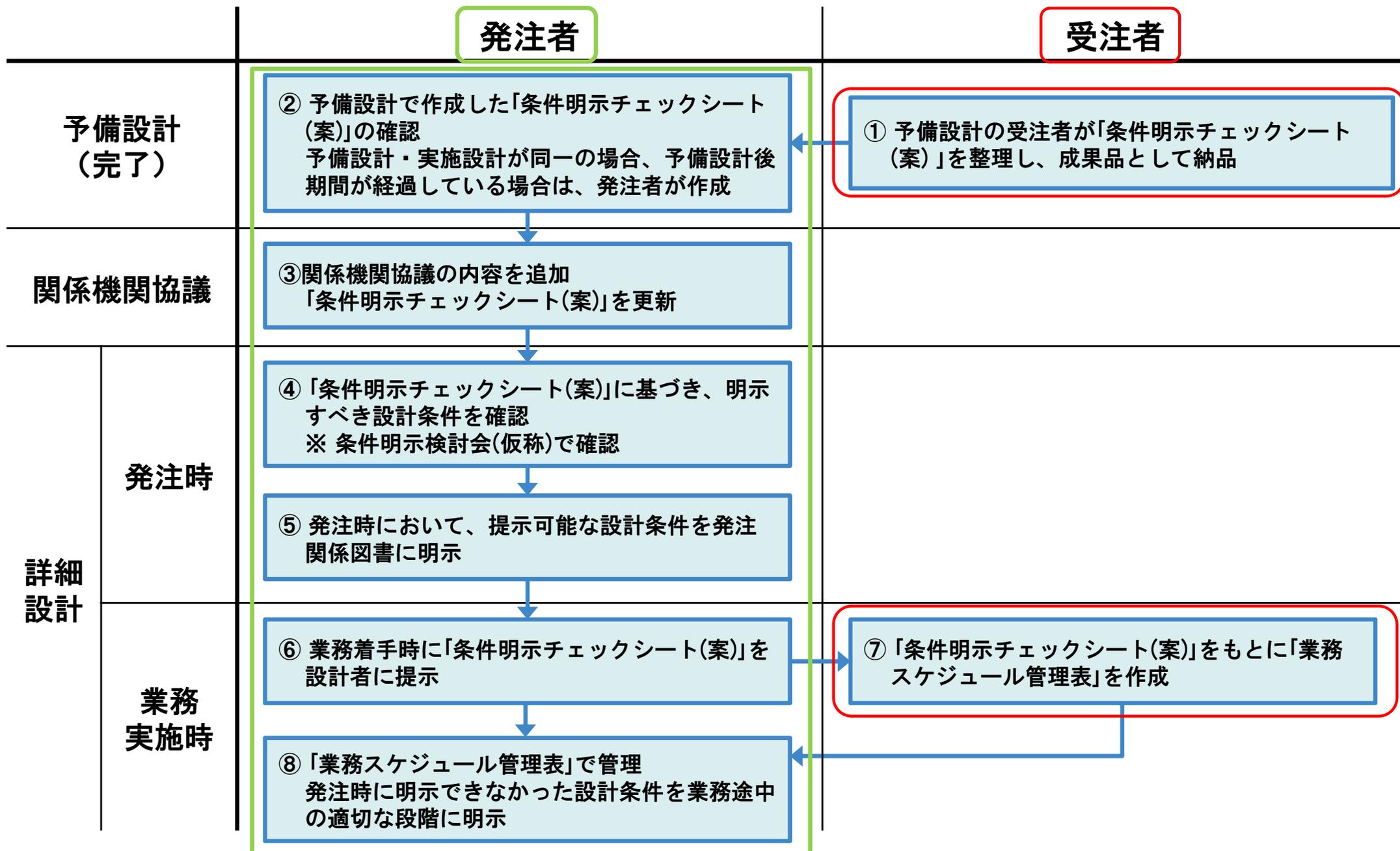


図 条件明示チェックシート(案)の運用の流れ

目的

○受発注者双方が役割分担を明確化し、進捗状況を共有することで適切に工程を管理。

概要

○受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成、発注者の承諾を得る。
管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等)

○発注者は管理表に記載された設計条件に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。

実施体制

○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)



その他

○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

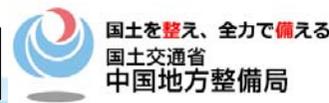
○管理表の様式は過度に複雑化せず受発注者双方が利用しやすい様式とする。

令和2年1月以降に入札公告を実施する全ての「詳細設計業務」及び「検討業務等」で実施。

詳細は、令和元年12月16日付け事務連絡「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援(試行)について」による。

4. 適切な履行期間の設定と業務スケジュール管理表の活用

継続



履行期間設定支援型スケジュール管理表の試行

【記載例】業務スケジュール管理表

業務名	平成00年度 00号△△BPO○詳細設計業務		
設計会社名	××株式会社		
契約額	¥00,000,000(消費税込み)		
管理技術者	○○ ○○ **@***.co.jp	TEL:000-000-0000	照査技術者名を追記
担当技術者(主)	△△ △△ **@***.co.jp	TEL:000-000-0000	
担当技術者(副)	×× ×× **@***.co.jp	TEL:000-000-0000	
照査技術者	□□ □□ **@***.co.jp	TEL:000-000-0000	

現在の課題、問題	<道路>特に無し <調整池>調整池設計(樋管)に関して、今後河川協議が必要
面の目標、予定	工期内納品
次回打合せ	*/ 00:00~: 施工計画、新技術活用検討、技術提案内容の実施状況説明



「業務スケジュール管理表」は、業務の進捗状況、懸案事項等について受発注者が、共有し業務を円滑に実施することが目的です。様式についても、当該様式にこだわらず業務内容に応じて適正な内容を設定願います。

受発注者が協議の上、必要な項目を設定願います。

現在

確実な照査の実施ができるよう具体的な照査期間を明示してください

着手日	作業事項(タスク)	発注者	受注者	期限	状況	今後の検討事項・課題・目標 内容	懸案事項	解決策等
○/○	着手時 通知書、経歴書、技術者届等	○	○	○/○	済			
○/○	業務計画書、業務カルテ	○	○	○/○	済			
○/○	現地踏査報告	○	○	○/○	済			
○/○	身分証明書発行	○	○			完了時に返却	○/○	
○/○	変更時 変更業務計画書、業務カルテ	○	○		二			
○/○	業務カルテ	○	○		二			
○/○	○川計道縦断照査	○	○		済	*/ 〇〇川の将来計画資料借用	当初設計縦断の照査	
○/○	●●用水近接施工協議(〇〇樋管)	●	●		済	近接施工の方法について決定		●●川改修を考慮した交差道路縦断検討が必要 矢板引抜きの影響が生じないようできる限り離隔を確保する 恒久グラウトによる影響の遮断を提案
○/○	●●用水近接施工協議(開削)	●	●		済	□□調整池の放流管統合検討を行う	放流管の統合検討	河川管理者に再度、統合をしない方針で発注者側から協議をする 河川協議を行う(施工協議を含む)
○/○	●●用水近接施工協議(放流管)	●	●		済	●●用水に近接施工の説明を行い了承を得る		河川協議を行う(施工協議を含む) メール、電話により発注者と調整中
○/○	設計技術審査会資料(案)の提出	○	○	○/○	済	計画事項について●●の承諾を得る		
○/○	説明資料(案)の提出	○	○	○/○	済		交差点変更の経緯を纏める	
○/○	説明追加資料の作成・提出	○	○	○/○	済	完了	内容確認協議の実施	

○必要な作業事項、作業者、期限等を明確化する。
○発注者の判断・指示の回答期限の遅延によりその後の業務工程に影響を及ぼし、業務の一時中止、繰越処理等を含む履行期間の延長及び業務委託料の変更が必要な場合には、契約書の定めに基づき適切な処理を徹底すること。

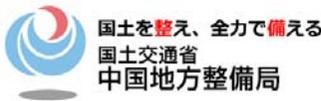
○作業事項毎に「状況」や「今後の作業や検討事項」をあらかじめ抽出する。

○懸案事項、解決策を記載し受発注者の情報共有を図る。

○業務スケジュール管理表は、当該業務の全関係者(受発注者)が最新の状況を共有することが重要。

5. 履行期限の平準化【令和7年度の目標と達成に向けた取組】

継続



- 第4四半期に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化の取組みを進めている
- 工期延期が生じた場合は繰り越しを柔軟に活用して、できる限り履行期限が第4四半期にならないよう取組を推進
- 国債、翌債等を活用して計画的な業務発注に努めており、国債、翌債等の業務件数は近年増加傾向

1. 履行期限の平準化目標

業務履行期限の平準化率は、以下を目標とする。

【平準化率算出条件】

履行期限	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
件数割合	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

- ・対象とする業務は、当該年度に完了する（過年度発注業務を含む）測量、地質、土木関係コンサルタント業務（ただし、発注者支援業務や流量観測業務など1年を通じて実施する業務を除く。）
- ※履行期限が翌年度以降となる業務は対象としない。

2. 業務履行期限の平準化に向けた取組

	前年度			当該年度												翌年度																	
	3Q			4Q			1Q			2Q			3Q			4Q			1Q			2Q			3Q			4Q					
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
【当初発注時の対応】																																	
① 発注業務件数の3割以上は早期発注とし、履行期限を第4四半期としない			公示																														
② ①以外で発注する業務は、原則、国債（ゼロ国含む）又は、第1四半期の発注とし、履行期限を第4四半期としない	公示																																
③ やむを得ず第2四半期以降の発注となる業務は、翌債承認を得た後に発注（ただし、12月末までに確実に完了するものを除く。）																																	
④ 履行期間が10ヶ月以上必要な業務においては、国債又は翌債業務として発注																																	
【工期延期により第3四半期までに完了することが困難となる場合の対応】																																	
① 追加指示等により業務量の増加が生じる場合は、別途業務発注が原則 ※変更増額が当初契約額の3割を超えるなどの大幅増額とならないよう留意すること。			公示																														
② 工期延期により第3四半期までに完了することが困難である場合は、原則次年度へ繰越			公示																														
③ 受注者が第4四半期の完了を希望する場合は、契約書に基づく請求書（履行期間延長請求書）を提出			公示																														
④ 次年度へ繰越をした業務においては、更なる契約変更により履行期限を第4四半期としない			公示																														

※令和6年度より対策強化

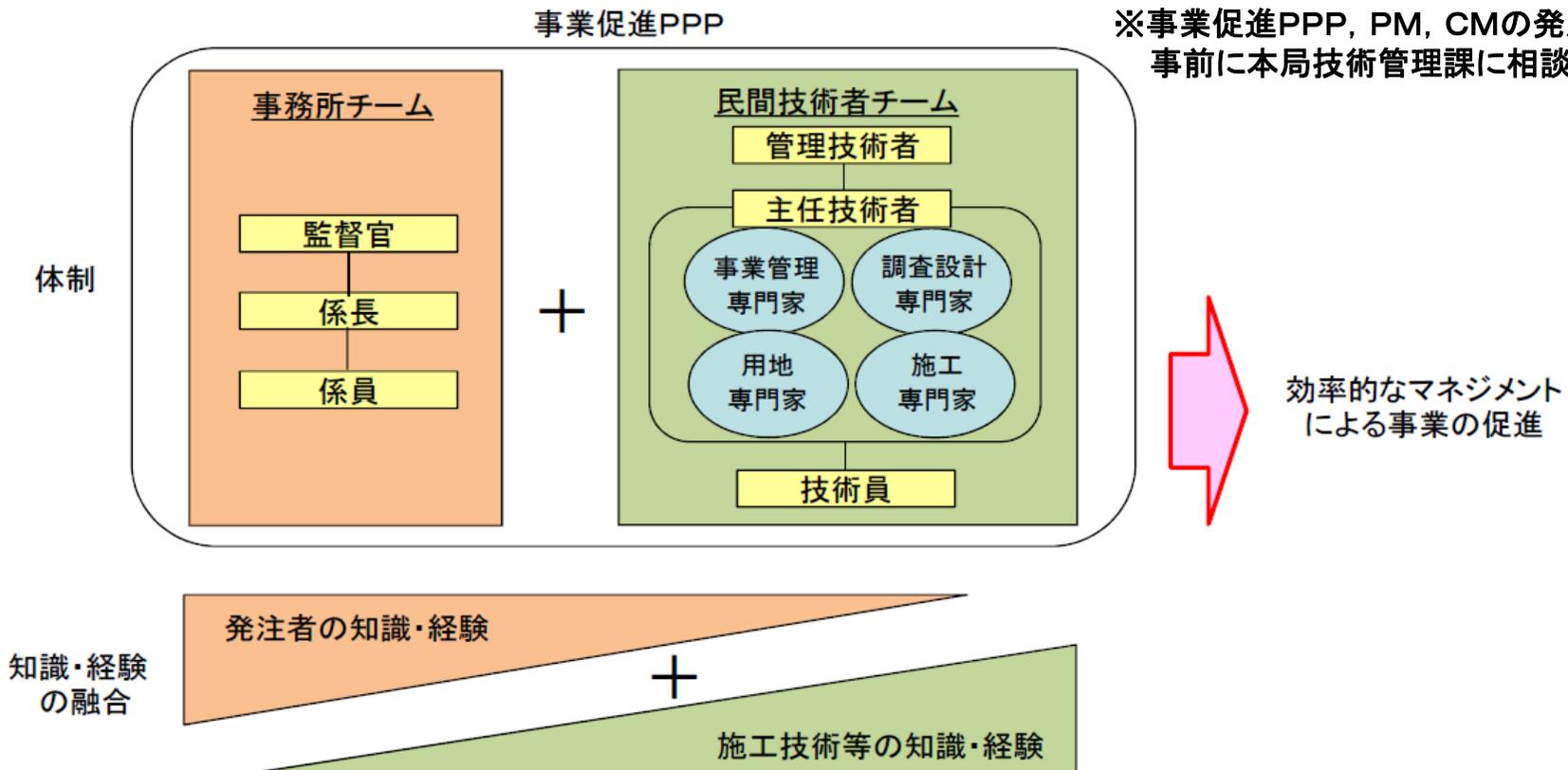
1. 目的

「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」(令和6年4月一部改正※令和6年12月一部修正)により、大規模災害復旧・復興事業や平常時の大規模事業等での活用を図る。

2. 実施内容

【事業促進PPP】

- 事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係機関等との協議、事業管理、施工管理等を行う方式



目的

○設計業務の着手段階での設計方針の共有、問題点の早期発見・早期解決等を図る。

概要

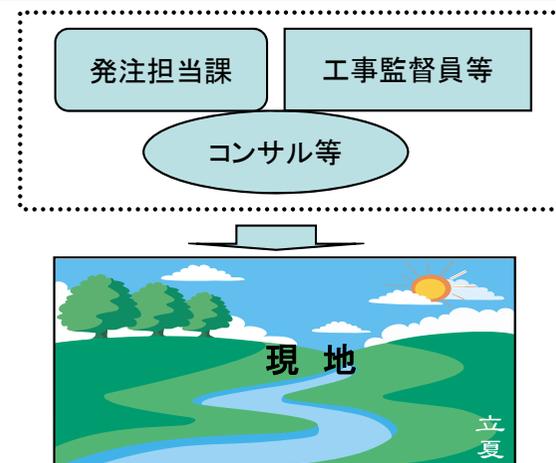
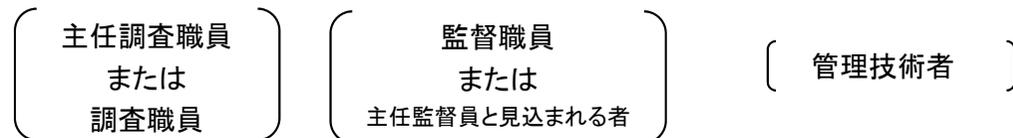
○業務の着手段階において、関係者が合同で現地踏査を行う。
○その際、設計条件、施工の留意点、関連する事業の情報等について、受注者に伝えるとともに、設計方針の共有を図る。

重要構造物に関する詳細設計業務では、原則実施する。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

実施体制

○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等）



発注担当課とは、主任調査職員または調査職員、受注者とは、管理技術者
また、工事監督員等は、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、
事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等をいう。
受発注者協議により、複数回実施することも可能とする。

※H29から地質技術者等の参画による品質確保の試行を実施

その他

○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。

（事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）

目的

受注者の「手待ち」をなくし、業務履行中に発生する問題等に対し迅速に対応する。

概要

- 業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。
- なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。
- ※質問・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。

実施体制

- ワンデーレスポンスの取り組みを全ての業務において実施する。
- 業務発注担当課＋受注者（コンサル等）



その他

- 受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に質問・協議を行う。
- ※質問・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえた適切な時期に質問・協議を行うこととする。

1. 目的

○受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目(案)について特記仕様書に記載し、打合せ(業務着手時)において当該業務で取り組む内容について協議する。

【ウィークリースタンス実施項目(案)】

1)ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項

- ・水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
- ・水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
- ・金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。

2)正規の勤務時間外に仕事をする事が前提とならないよう留意する事項

- ・資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
- ・資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。
- ・勤務時間外(昼休憩含む)に掛かる打合せは行わない。

3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務を対象。平成30年12月より、全ての業務で特記仕様書に記載。

ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。

働き方改革の推進!

～現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事に～

月	火	水	木	金	土	日	月
1 マンデー・ノーピリオド ・月曜日を依頼の期限日としない ✕							
2 ウェンズデー・ホーム ・水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない ・水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌木曜日を期限日としない 16時～ ✕							
3 フライデー・ノーリクエスト ・金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない ✕							

勤務時間外	勤務時間	昼休憩	勤務時間	勤務時間外
4 イブニング・ノーリクエスト ・資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない ✕				
5 ランチャイム・オーバーファイブ・ノーミーティング ・勤務時間外（昼休憩含む）に掛かる打合せは行わない ✕				

ウィークリースタンス実施状況の確認方法

1. 工事・業務の受注者は、ウィークリースタンス実施報告【Webアンケート版】(整備局HP掲載)に実施結果を入力

※R6.11より、完了検査時の検査職員への報告を取り止め

2. 整備局は、取り組み状況を集計し、周知・改善を行う。

掲載先;中国地方整備局HP

<https://www.cgr.mlit.go.jp/consult/index.html>

国土を整え、全力で備える
中国地方整備局

ウィークリースタンス実施報告【Webアンケート版】

※本アンケートは、標準項目について取り組んだ業務【標準版】が対象の入力フォームとなっております。独自の項目について取り組んだ業務については、【項目編集版】からの入力をお願いします。

【はじめに】
本アンケートは、ウィークリースタンスの達成状況について受注者の立場から記載頂くもので、業務履行中に生じる課題等を抽出し、より良い働き方改革の施策を講ずるための基礎資料とするものであるため、事実に基づき遠慮無く記載をお願いします。
(本アンケート内容によって、受注者の不利益になる事は一切ありません。)

【取り扱い】
1. アンケートの所要時間は、5分程度です。
2. 入力した実施報告は、**回答の送信前に印刷し**、完成検査時に検査職員に報告して下さい。
3. 送信した実施報告は、企画部 技術管理課にて集約します。

国土交通省
中国地方整備局

必須
基本情報

1. 背景

- 詳細設計照査要領の実施の義務付け、必要な照査期間の確保、照査技術者自身による照査報告の実施により、**受注者による確実な照査を実施するための環境を整備する。**
→**受注者の照査に対する意識の向上、照査の質の向上を図る。**

2. 実施内容

○「詳細設計照査要領」の義務付け

基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付けることにより、基本的事項の照査内容を統一し、成果品の品質確保を図る。

○照査期間の確保

業務着手段階において、照査の実施時期、必要な期間について、受発注者で協議の上、その着手日及び期限を定め、業務管理スケジュール表等に明示することにより、照査期間を配慮した工程管理を行う。

○照査技術者自身による照査報告

業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。また、成果品の納入時以外においても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3. 対象

- 「詳細設計照査要領」の義務付け → 詳細設計業務8工種
- 照査期間の確保 → 全ての詳細設計業務において、原則実施する。
- 照査技術者自身による照査報告 → 全ての詳細設計業務において、原則実施する。

1. 背景

○三者会議における設計不具合調査によると、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)。

→**確実な照査の実施により設計不具合の軽減を図る。**

2. 実施内容

○受注者の単純ミスに最も効果があると期待される、いわゆる赤黄チェック※を義務化する。

※赤黄チェック

詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図ー設計計算書間、設計図ー数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査(赤黄チェック)を原則として実施する。

<受注者>

照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書

(以下、設計図面等)に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示す。

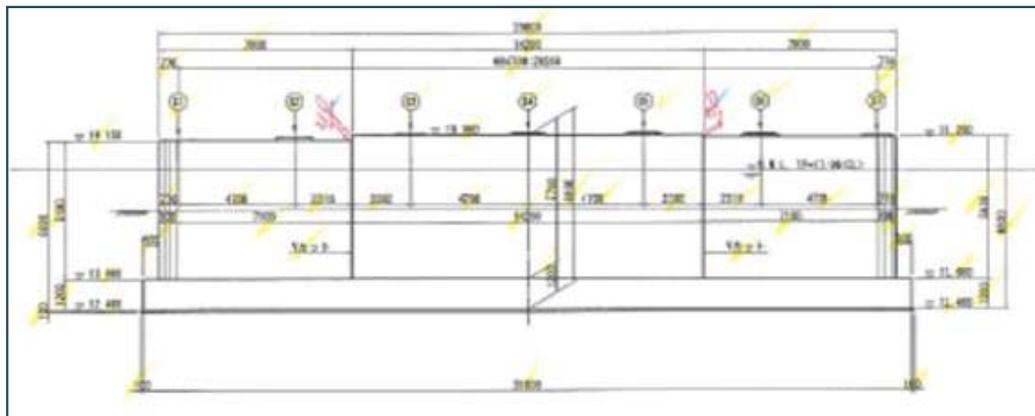
<発注者>

成果品納入時における照査報告において、設計図面等の照査の根拠資料の提示を受注者に求める。

1.3.2 保有耐力法

種軸方向	タイプIの設計荷重、分相荷重				タイプIIの設計荷重、分相荷重			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (kN)	C1Iskheo	khg	0.4C1Iz	Wu (kN)
正方向	1.0291	0.50	0.40	10900.00	1.1880	0.50	0.40	11000.00
種軸直角方向	タイプIの設計荷重、分相荷重				タイプIIの設計荷重、分相荷重			
	C1skhco	khg	0.4C1z	Wu (kN)	C1Iskheo	khg	0.4C1Iz	Wu (kN)
正方向	1.0666	0.50	0.40	10900.00	1.2605	0.50	0.40	11100.00

C1skhco: 地域別補正係数×設計水平震度(タイプI)の標準値
 C1Iskheo: 地域別補正係数×設計水平震度(タイプII)の標準値
 khg: 地盤面における設計水平震度
 0.4C1z: 道示V(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプI)
 0.4C1Iz: 道示V(解7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプII)
 Wu: 橋脚が支持している上部工重量



設計計算書(照査例)

設計図(照査例)

3. 対象

○各分野の照査を対象とする。

○新たに「照査」に赤黄チェックを追加し計上する。

8. 確実な照査の実施【三者会議の実施】

継続

目的

○工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当、工事担当）、設計者、施工者の三者による「三者会議」を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

概要

○会議では、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

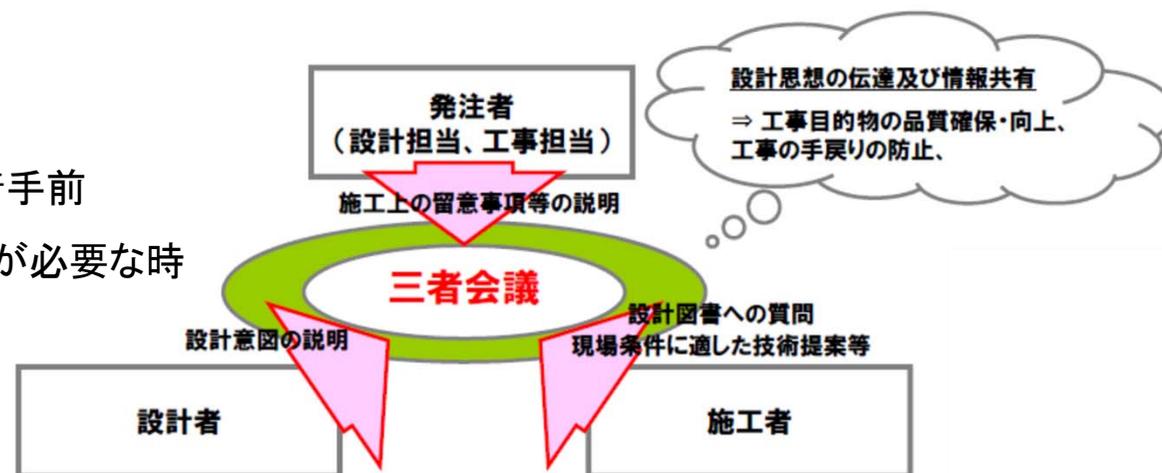
なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。

実施体制

○三者会議の構成・実施内容

- ・出席者：発注者、工事施工者、設計者
- ・時期：①施工計画作成時等の施工着手前
②現場条件の変更に伴う検討が必要な時
③工事完成後

※H29から地質技術者等の参画による品質確保の試行を実施



その他

○対象工事は、発注者が指定する場合、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規または高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認めた工事とする。また、工事請負業者からの申し出に応じて、三者会議を実施できるものとする。但し、発注者が三者会議の開始が可能と判断した場合に限る。

○三者会議に係る設計者の経費は、発注者が負担する。

1. 目的

災害対応業務の弾力的運用として、災害協定等に基づく随意契約等の積極的な活用、被災地域における災害復旧対策の優先に考慮した円滑で柔軟な業務対応に取り組む。

2. 実施内容

災害時の対応方針

1. 災害対応業務の早期発注

- 1) 災害復旧における業務の入札・契約方式は、「随意契約」(会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号)、「従来型指名競争入札方式」(会計法第29条の3第3項及び、予算決算及び会計令第102条の4第1号)によることができる。
- 2) 事象の発生により、本局と相談されたい。

2. 災害復旧対策の円滑な実施等に伴う業務の取り扱い

- 1) 業務の一時中止等の措置
受注者から災害に伴う業務の一時中止について申請があった場合は、当該業務の継続性、緊急性などを勘案した上で一時中止を行う。
- 2) 被災地域の応援に伴う一時中止等の措置
被災地域における災害復旧対策を優先して行う調査・設計への対応が求められる場合は、受注者の意向を踏まえ、一時中止を行う。

※なお、大規模災害時等の入札・契約等に関する対応をとりまとめた「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル(令和5年12月改正)」に基づき適切に対応すること。

1. 目的

国土交通省令和5年度BIM/CIM原則適用の実施方針、実施要領、および「中国地方整備局インフラDX推進計画」に基づき、設計段階(コンサル)から施工段階(ゼネコン)、維持管理段階へ共有できるBIM/CIMの活用を推進する。

2. 実施内容

1. DS(データシェアリング)の実施

- ・確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の実成の基となった情報の説明を実施する。
- ・対象： 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象とする。

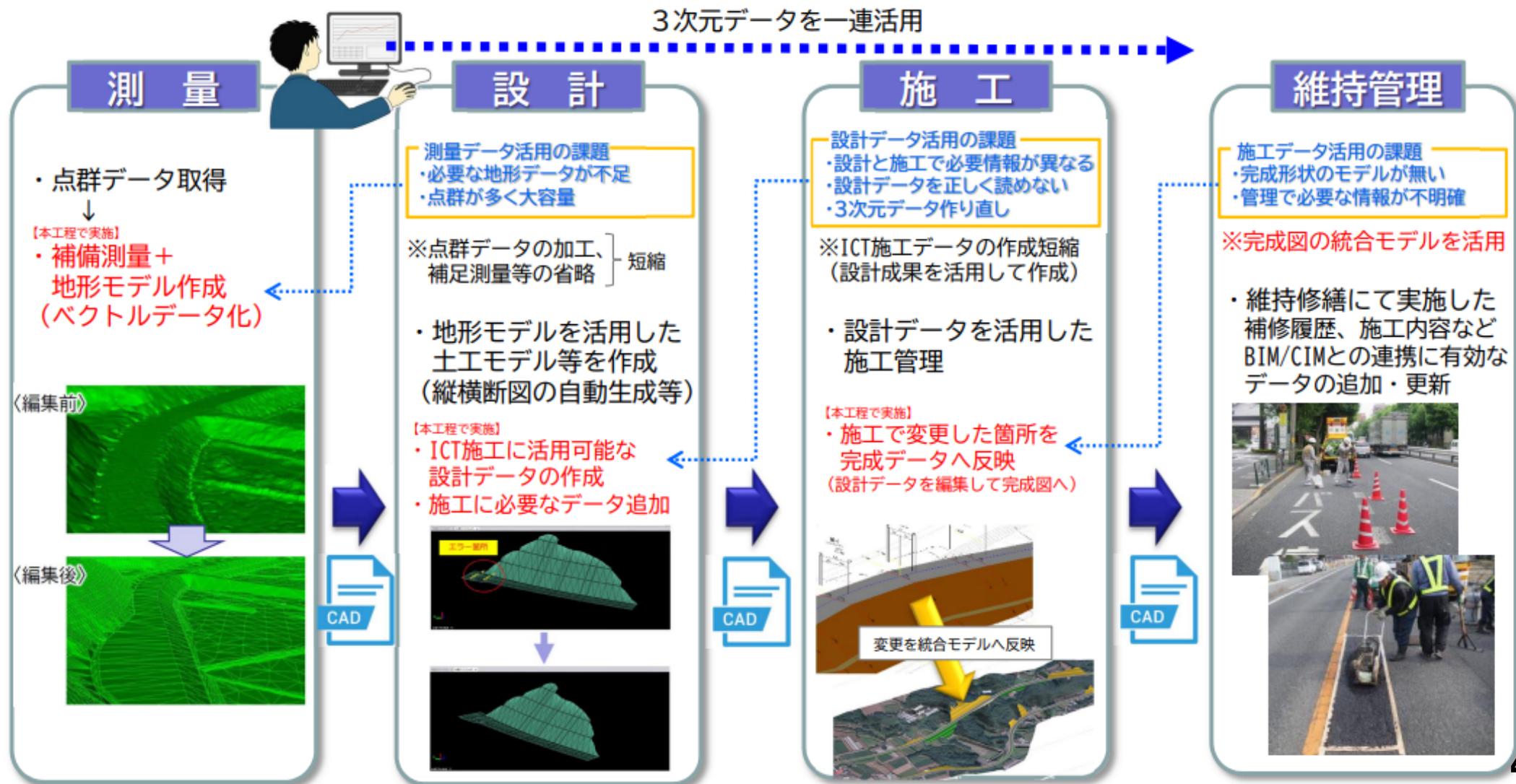
2. 活用内容に応じた3次元モデルの作成・活用

- ・業務・工事ごとに発注者が活用内容を明確にし、受注者が3次元モデルを作成、受発注者で活用する。
- ・活用内容の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択。
- ・義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用内容であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用内容に基づき、受注者が3次元モデルを作成、受発注者で活用する。
- ・推奨項目は、本官工事、分任特例工事において1つ以上の実施を必須とする。
- ・緊急の応急復旧工事の後に実施する災害復旧工事は対象とする。
- ・測量設計他業務、修正設計業務については、「詳細設計」のフローに従うことを基本とするが、業務内容・特性に応じて「受注者希望型」の設定も可能とする。

中国地方整備局では、BIM/CIM活用やi-Constructionの更なる推進に向けて、建設事業の各段階での3次元データを有効に活用し、生産性向上を図ることを目的として、各事業段階での3次元データの連携について、試行を進めている。

測量から設計、施工、維持管理までの各段階において3次元データを効果的・効率的に活用していくために、データを作成する上で、各段階で活用しやすいデータとなるよう3次元データ作成にあたってのガイドライン(案)を策定。

3次元データが各段階で有効に活用されることにより、事業プロセス全般の効率化を図り、生産性の向上を目指す。



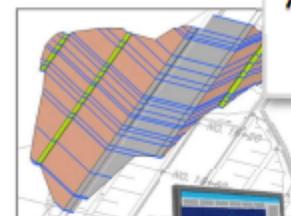
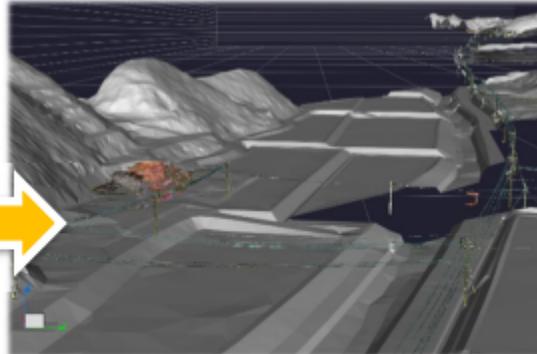
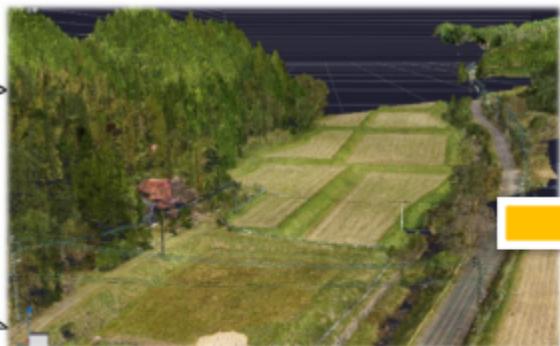
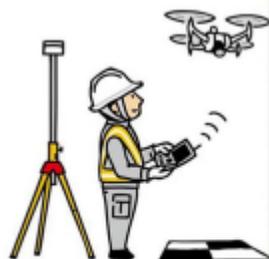
○ 測量～設計～施工で連携した3次元データの活用を図るため、**測量成果作成時に設計者が扱いやすい地形モデルの作成**により、設計工程以降でデータの連携活用を可能とするガイドラインを策定。

点群データを活用した地形モデル作成ガイドライン(案)

(山陰西部国道事務所・建設コンサルタンツ協会にてR4.1策定したもの編纂)

取得した点群データから地形モデルを作成

点群測量



測量成果の地形モデルを活用

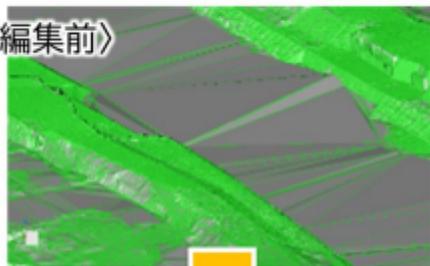
- ・土工形状、構造物等の設計
- ・起工測量時の設計との変更確認



地形モデル作成にあたり、データ作成方法の留意点を含めて記載

- ・補備測量を実施し、既設構造物等の形状を明確化
- ・点群データの間引きにより、エッジ部分の形状の明確化とデータ容量の軽量化

〈編集前〉



〈編集前〉



〈編集後〉



構造物を明確化

〈編集後〉



端部を明確化

3次元地形モデル作成による生産性向上効果



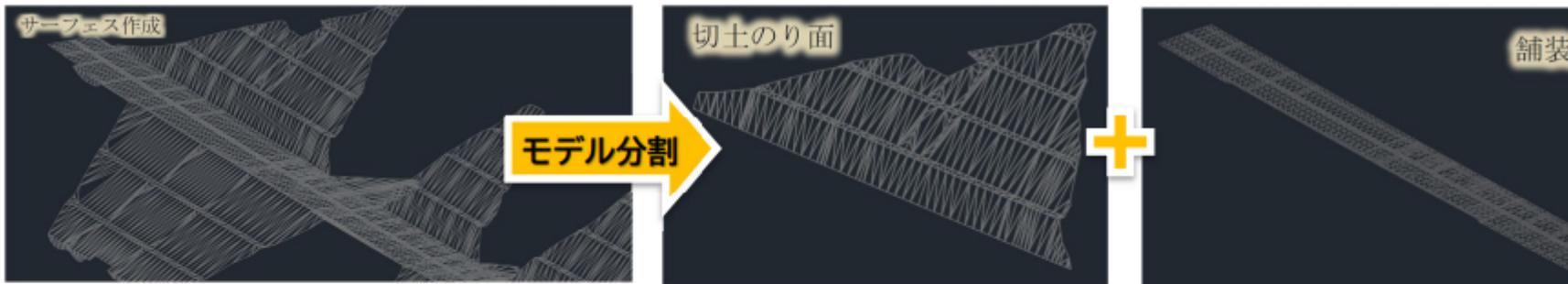
- ・事業着手段階から現地測量+3次元点群測量を活用
- ・詳細な3次元地形モデル作成により、測量作業期間の短縮
- ・設計段階へ早期にデータを連携でき、円滑な事業進行に活用

- 複数の3次元モデル(地形・地質・土工形状・構造物など)を重ね合わせて、表現を行うCIM統合モデルについて、モデルの分割位置や色調などを含め細部条件が統一化されていないため、**変更・修正時にはモデルの作り直し**が生じており、データの連携が図れていないことから、**後業務・後工程で利活用しやすいデータの作成**を示したガイドラインを策定。

CIM統合モデル作成ガイドライン(案)

(山陰西部国道事務所にて検討したものの編纂)

- ・3次元モデルを一つのグループで作成せず、区分毎に分割して作成することで、変更・修正時のモデル変更が容易
- ・**設計時に作成した3次元データ(線形・断面等)の共通フォーマットを施工用データに活用**(建設機械用にデータ編集)する際に作成ソフトの違いによるエラー確認等を記載することで、施工用データでの連携活用を目指す。



分割区分例
①舗装 (道路土工)
②舗装 (橋梁工)
③舗装 (トンネル工)
④舗装 (構造物接続部)
⑤中央分離帯 (道路土工)
⑥中央分離帯 (橋梁工)
⑦中央分離帯 (トンネル工)
⑧中央分離帯 (構造物接続部)
⑨区画線 (道路土工)
⑩区画線 (橋梁工)
⑪区画線 (トンネル工)
⑫区画線 (構造物接続部)

受注者によって、着色方法が異なっていたり、接続部の細かな規定が無い場合、重ねてモデルを作成する際に修正が必要な場合がある。



統合モデル作成方法の違いによる生産性向上効果

モデルの作り直し作業を減らすことで後工程の作業が効率的になる。



当初発注での作成モデルを後続業務で変更し易いように分割して作成し、後続では変更箇所のみ作成し、モデルとあわせて情報を引き継ぐことが可能

◆ 受注者における「立会に伴う手待ち時間の削減」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、ボーリングにおける検尺立会において、遠隔臨場の試行を行う。

①対象業務

➤ 機械ボーリングを実施する全ての業務

②遠隔臨場における立会条件

➤ ボーリング個所において、遠隔臨場が可能な通信状況が整っていることを条件とする。

③実施手順

[発注者]→[受注者]

特記仕様書に記載

- 「遠隔臨場による検尺立会」が対象業務であることを特記仕様書に記載。
- ※ 当初契約時に見込んでいない場合は通知する。

[受注者]→[発注者]

協議・業務計画書提出

- 契約後又は通知後、遠隔臨場による検尺立会を実施するかについて、監督職員と協議
- 遠隔臨場の試行を実施する場合は、遠隔臨場の個所及び、遠隔臨場の方法を明記した業務計画書を提出。

[発注者]→[受注者]

遠隔臨場の実施

- 調査目的の達成確認
- 検尺(残尺、全ロット長)の立会

[発注者]

設計変更

- 遠隔臨場に係る機器(リース費)及び通信費等を計上
- 遠隔臨場に係る費用は受注者からの見積
- 積算条件については見積参考資料に記載

遠隔臨場によるボーリング調査目的の達成確認



遠隔臨場による
検尺立会(残尺)



令和7年度 測量・調査・設計等の共通仕様書(案)の改定

国土交通省 中国地方整備局

測量・調査・設計等の共通仕様書(案)の改定

【測量・調査・設計等共通仕様書(案)とは】

- 共通仕様書とは、契約書及び設計図書の内容について、
 - ・統一的な解釈と運用を図るとともに、
 - ・その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのもの。
- 発出された通達、改定された技術基準等に対応するため、毎年改定を実施。

【令和7年度測量・調査・設計等共通仕様書(案)の主な改定内容】

1. 地方整備局等、各業団体からの意見、業務実態などを踏まえた改定
2. 施策を推進する上で必要な諸法令の改定
3. 共通仕様書に引用されている技術基準等・JISとの整合
4. 発注関係事務の運用に関する指針 改正を踏まえた改定 等

■共通仕様書改定案【黄色ハッチが追記箇所】

第112条 打合せ等

6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「ウィークリースタンス」※²に努める。

※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。

なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※²ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

※その他、各共通仕様書に掲載・引用している基準書類の更新、誤字など軽微な修正を実施。

ご静聴ありがとうございました。